15歳未満の者及び市

議案第88号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、今津運動公園の駐車場について使用料の上限額を定める等の 必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。 第10条第1項中「,別表第2の2及び別表第2の3」を「及び別表第2の2」に改める。 別表第2中

	動	植	物	園	1	人	600円	内に居住する65歳以上の者は無料とする。 ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは無料とする。	を 」
Γ	体		育館	1	日	15,600円			
			3 民		1人1日		300円		
	体育館付属施設		放送	設 備	1	П	3,000円		
			ロッ	カー	1	口	100円		
			温水シ	ャワー	1	П	100円		に

動	植物	別 蹴	1	人	600円	15歳未満の者及び市内に居住する65歳以上の者は無料とする。ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは無料とする。
---	----	-----	---	---	------	--

改める。

別表第2の3を削る。

附則

この条例は,平成29年4月1日から施行する。